

新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第23号

新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の一部を改正する規則

新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則（昭和36年新潟市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考1第中「地方税法292条第1項第1号」を「地方税法第292条第1項第1号」に改め、同表備考5第3号中「「障害者総合支援法という」を「「障害者総合支援法」という」に改め、同表備考8第1号イ中「408,000円」を「488,000円」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

障害児施設負担金徴収金額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額） 単位：円
階層区分	定義	入所施設
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯	0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課	1,500

	税世帯		
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税額が均等割の額のみ在世帯		3,600
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,000円以下	5,200
D2		12,001円から30,000円まで	7,200
D3		30,001円から60,000円まで	10,800
D4		60,001円から96,000円まで	14,900
D5		96,001円から189,000円まで	23,200
D6		189,001円から277,000円まで	その月のその措置児童に係る支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が32,900円を超えるときは、32,900円とする。）
D7		277,001円から348,000円まで	その月のその措置児童に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が43,300円を超えるとき

		は、43,300円とする。)
D8	348,001円から465,000円まで	その月のその措置児童に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,900円を超えるときは、54,900円とする。)
D9	465,001円から594,000円まで	その月のその措置児童に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,000円を超えるときは、68,000円とする。)
D10	594,001円から716,000円まで	その月のその措置児童に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が82,300円を超えるときは、82,300円とする。)
D11	716,001円から864,000円まで	その月のその措置児童に係る支弁額（全額徴収。ただし、その額が98,000円を超えるときは、98,000円とす

		る。)
D12	864,001円から 1,056,000円ま で	その月のその措置児童に 係る支弁額（全額徴収。 ただし、その額が11 5,000円を超えると きは、115,000円 とする。）
D13	1,056,001円か ら1,238,000円 まで	その月のその措置児童に 係る支弁額（全額徴収。 ただし、その額が13 3,200円を超えると きは、133,200円 とする。）
D14	1,238,001円か ら1,439,000円 まで	その月のその措置児童に 係る支弁額（全額徴収。 ただし、その額が15 2,900円を超えると きは、152,900円 とする。）
D15	1,439,001円以 上	全額徴収

別表第2備考2第4号中「地方自治法」を「地方税法」に改め、同表備考4第3号中「世帯をいう」を「世帯（次に掲げる児（者）を有する世帯をいう）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。